

国及び東京都における文化に関する法令・計画等

1. 国の政策動向

■文化芸術基本法(平成29年)

- 「文化芸術振興基本法(平成13年)」を改正。
- 基本理念として、①「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備、②我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成、③児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性、④観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的な連携、などを掲げている。
- 自治体の責務を「基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、**自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する**」と規定
- 振興の対象となる「文化芸術」の定義
 - ▶芸術…文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊
 - ▶メディア芸術…映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術
 - ▶伝統芸能…雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能
 - ▶芸能…講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
 - ▶生活文化…茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
 - ▶国民娯楽…囲碁、将棋等 ▶出版物およびレコード
 - ▶文化財…有形及び無形の文化財並びにその保存技術
 - ▶地域における文化芸術…地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

■劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年)

- 劇場、音楽堂、文化会館、文化ホールに関する基本法(博物館法、図書館法は1950年前後に施行されたが、劇場・ホールは根拠法がなかった)
- 劇場、音楽堂等の主な事業
 - ①実演芸術の公演の企画・実施
 - ②実演芸術の公演、発表の利用への貸出
 - ③実演芸術の普及啓発
 - ④関係機関と連携した事業の実施
 - ⑤国際交流
 - ⑥調査研究
 - ⑦人材育成
 - ⑧地域社会形成のための取組

■その他芸術文化関連の法令等

- 音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律(平成6年)
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成30年)
- 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律(平成30年)

■文化芸術立国中期プラン(平成26年3月)

- 「文化力」という言葉が使われており、文化そのものの振興にくわえて、文化を活用する考え方がみられる
- 東京オリンピック・パラリンピックを見据え、2020年に「世界に尊敬され愛される文化の国」を目指す
- 具体的な施策は次の通り
 - ①人をつくる
 - 文化芸術による「創造力・創造力」豊かな子どもの育成
 - 芸術教育者、専門人材の育成
 - 高度な芸術家の育成、伝統芸能等の後継者・伝承者の養成
 - ②地域を元気にする
 - 文化財保存修理の抜本的強化
 - 地域の文化資源を生かしたまちづくり
 - 創造都市ネットワークからの発信
 - ③世界の文化交流のハブになる
 - 日本の伝統的な工芸、芸能や生活文化の海外発信
 - 海外での日本文化の総合的な紹介イベントの開催
 - 国内芸術フェスティバルや国際会議の開催

■文化芸術推進基本計画(第1期)(平成30年6月)

- 文化芸術の「多様な価値」、すなわち文化芸術の本質的価値及び社会的・経済的価値を文化芸術の継承、発展及び創造に「活用・好循環させ」、「文化芸術立国」を実現することを目指す。
- 今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性等
 - ①文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実
 - ②文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現
 - ③国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献
 - ④多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成
 - ⑤多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成
 - ⑥地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成
- 文化芸術を社会的財産、創造的な経済活動の源泉、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤とも位置付ける。
(本質的価値)豊かな人間性、想像力、感性の涵養、自己認識の基点
(社会的・経済的価値)他者への共感や人間相互の理解促進、新たな需要や高い付加価値の創出、文化の多様性の維持と世界平和の礎

2. 東京都の政策動向

■東京都文化ビジョン(平成27年)

- 「東京都の芸術文化振興における基本指針」「東京オリンピック・パラリンピックに向け文化プログラムの先導的役割」「国際的に発信する東京の文化政策の世界戦略」としての性格を持つ
- ビジョンの理念として「東京独自の芸術文化が持つ多様性を発信する」「東京の更なる成長の柱として芸術文化を位置づける」などが掲げられている
- 8つの文化戦略
 - ①伝統と現代が共存・融合する東京の独自性と多様性を追求し、世界発信
 - ②多彩な文化拠点の魅力向上により、芸術文化都市東京の発信力を強化
 - ③あらゆる人が芸術文化を享受できる社会基盤を構築
 - ④新進若手を中心に多様な人材を国内外から発掘・育成、新たな創造とビジネスのチャンスを提供
 - ⑤都市外交を基軸に芸術文化交流を促進し、国際的な競争力を高める
 - ⑥教育、福祉、地域振興等、社会や都市の課題に、芸術文化の力を活用
 - ⑦先端技術と芸術文化との融合により創造産業を発展させ、変革を創出
 - ⑧東京が持つ芸術文化の力で、都市力を引き出し史上最高の文化プログラムを実現

■都民ファーストでつくる「新しい東京」(平成28年12月)

- 2020年までに実行する具体的な施策をまとめたプラン
- 「セーフシティ」「ダイバーシティ」「スマートシティ」の3つの柱から構成されている
- 芸術文化の振興は「スマートシティ～世界に開かれた環境先進都市、国際金融・経済都市・東京～」に位置づけられている
- 具体的な政策目標
 - ・文化プログラムの展開
 - ・芸術文化拠点の魅力向上
 - ・都立文化施設の多言語対応・開館時間延長
 - ・文化施設の広域共通パスの導入
 - ・アール・ブリュットの普及推進

■ホール・劇場等施設のあり方(平成29年3月)

- 都内の劇場・ホールの改修が相次ぎ、公演会場が不足するという観測があるなか、今後の文化施設のあり方や必要な取り組みをまとめた
- 4つの取組、方向性
 - ・既存施設の更なる有効活用
 - ・都民等の芸術文化へのアクセシビリティ強化(バリアフリー含む)
 - ・実演芸術に対するインバウンド需要への対応
 - ・中長期的な課題への対応(施設・人材・マネジメント等)